

内閣府告示第百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道及び札幌市
- 三 構造改革特別区域の名称 さっぽろベンチャー創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 札幌市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申

請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 函館市
- 三 構造改革特別区域の名称 マリン・フロンティア科学技術研究特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 函館市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申

請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森県
- 三 構造改革特別区域の名称 津軽・生命科学活用食料特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 青森市、弘前市、黒石市及び五所川原市並びに青森県西津軽郡鰺ヶ沢町及び深浦町、中津軽郡岩木町、南津軽郡藤崎町、大鰐町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村及び碓ヶ関村並びに北津軽郡板柳町、中里町及び鶴田町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）地
方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、
地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の
下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 仙台市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際知的産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 仙台市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申

請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県
- 三 構造改革特別区域の名称 超精密技術集積特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山形市、米沢市、寒河江市、上山市、天童市及び東根市並びに山形県東置賜郡高畠町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外
国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業(五〇四)及び距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業(七〇六)

内閣府告示第百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鶴岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 鶴岡バイオキャンパス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鶴岡市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請

優先処理事業（五〇四）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇
二）

内閣府告示第百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 つくば・東海・日立知的特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 つくば市、守谷市、日立市、ひたちなか市及び水戸市並びに茨城県筑波郡伊奈町及び谷和原村、稲敷郡阿見町、那珂郡東海村及び那珂町並びに東茨城郡大洗町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 国
立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業(二〇二)、土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業
(四〇三)、外国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入
国・在留諸申請優先処理事業(五〇四)及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(五〇五)

内閣府告示第百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 つくば市
- 三 構造改革特別区域の名称 つくば市新エネルギー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 つくば市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）
（一）
一般電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業（一一〇四）

内閣府告示第百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年一月二十一日内閣府告示第二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 千葉県新産業創出特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千葉市、柏市、松戸市、木更津市及び君津市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国

立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 国際空港特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 市川市の区域のうち原木及び原木一丁目から原木四丁目までの区域並びに成田市及び富里市並びに千葉県香取郡下総町、神崎町、大栄町、栗源町及び多古町並びに山武郡蓮沼村、松尾町、横芝町及び芝山町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 臨

時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(七〇一)

内閣府告示第百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月五日内閣府告示第二百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県及び長野市
- 三 構造改革特別区域の名称 ものづくり研究開発促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野市、須坂市、上田市、小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市及び飯田市並びに長野県埴科郡坂城町、小県郡丸子町、北佐久郡御代田町、南安曇郡豊科町、諏訪郡下諏訪町、富士見町及び原村並びに上伊那郡南箕輪村の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外
国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業(五〇四)及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業(五〇七)

内閣府告示第四百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上水内郡三水村
- 三 構造改革特別区域の名称 三水村地域住民支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県上水内郡三水村の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第四百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜市
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉サービスの向上特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県、浜松市、天竜市及び浜北市並びに静岡県引佐郡細江町及び引佐町
- 三 構造改革特別区域の名称 光技術関連産業集積促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 浜松市、天竜市及び浜北市並びに静岡県引佐郡細江町及び引佐町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外
国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申
請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県、名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市及び尾張旭市並びに愛知県愛知郡長久手町
- 三 構造改革特別区域の名称 あいち・なごやモノづくり研究開発特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市及び尾張旭市並びに愛知県愛知郡長久

手町の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外
国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）

内閣府告示第四百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県、豊橋市、蒲郡市及び田原市並びに愛知県宝飯郡御津町
- 三 構造改革特別区域の名称 国際自動車特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 豊橋市、蒲郡市及び田原市並びに愛知県宝飯郡御津町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業（五〇四）及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業（一一〇四）

内閣府告示第四百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三重県、四日市市及び四日市港管理組合
- 三 構造改革特別区域の名称 技術集積活用型産業再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 四日市市並びに三重県三重郡川越町及び楠町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業（四〇八及び一一二

○、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）及び一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業（一一〇四）

内閣府告示第四百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府、大阪府及び奈良県
- 三 構造改革特別区域の名称 けいはんな学研都市知的特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 関西文化学術研究都市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請

優先処理事業（五〇四）及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）

内閣府告示第四百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府
- 三 構造改革特別区域の名称 バイオメディカル・クラスター創成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 茨木市、吹田市及び豊中市の区域の一部（彩都ライフサイエンスパーク、大阪大学、国立循環器病センター及び千里ライフサイエンスセンター）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外
国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業(五〇四)及び特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(五〇五)

内閣府告示第四百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神戸市
- 三 構造改革特別区域の名称 先端医療産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 神戸市の区域の一部（ポートアイランド及び神戸大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申
請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第四百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県、広島市、呉市及び東広島市
- 三 構造改革特別区域の名称 広島研究開発・創業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 広島市、呉市及び東広島市並びに広島県安芸郡府中町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申
請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県
- 三 構造改革特別区域の名称 糖質バイオクラスター特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高松市及び香川県木田郡三木町の区域の一部（香川インテリジェントパーク及び国立大学法人香川大学）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外
国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申
請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 香川県
- 三 構造改革特別区域の名称 瀬戸内海国際観光特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高松市、丸亀市、坂出市及び観音寺市並びに香川県小豆郡内海町、土庄町及び池田町、木田郡庵治町、香川郡直島町、仲多度郡多度津町並びに三豊郡詫間町の区域の一部（男木島、女木島、本島、牛島、広島、手島、小手島、櫃石島、岩黒島、与島、小与島、伊吹島、小豆島、豊島、小豊島、沖之島、大島、直島、屏風島、向島、佐柳島、高見島、栗島及び志々島）（詳細は内閣府において

閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 短

期滞在査証の発給手続の簡素化事業（六〇一）

内閣府告示第百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市
- 三 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）
（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 外
国人研究者受入れ促進事業(五〇一、五〇二及び五〇三)、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請
優先処理事業(五〇四)、外国人情報処理技術者受入れ促進事業(五〇七)、夜間大学院留学生受入れ事
業(五〇八)、臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(七〇一)、税関の執務時間外における通関
体制の整備による貿易の促進事業(七〇二)、公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業(一一二〇一)、
特定埠頭運営効率化推進事業(一一二〇三)及び自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業
(一一二〇四)

内閣府告示第百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び大牟田市
- 三 構造改革特別区域の名称 環境創造新産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大牟田市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び

五〇三) 及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(五〇四)

内閣府告示第百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び飯塚市
- 三 構造改革特別区域の名称 飯塚アジアIT特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 飯塚市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請

優先処理事業（五〇四）及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）

内閣府告示第百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊万里市
- 三 構造改革特別区域の名称 伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 伊万里市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び研究開発用海洋温度差発電設備の

法定検査手続不要化事業（一 二 三）

内閣府告示第百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 しま交流人口拡大特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 対馬市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 短

期滞在査証の発給手続の簡素化事業（六〇一）及び構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県
- 三 構造改革特別区域の名称 熊本県半導体産業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊本市及び菊池市並びに熊本県下益城郡富合町、菊池郡大津町、菊陽町、合志町、泗水町、西合志町及び旭志村、阿蘇郡西原村並びに上益城郡御船町、嘉島町及び益城町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土

地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 菊池市
- 三 構造改革特別区域の名称 菊池市福祉サービス応援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 菊池市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年六月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年六月十四日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮崎県
- 三 構造改革特別区域の名称 リゾート宮崎IT特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮崎市並びに宮崎県宮崎郡清武町及び佐土原町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び外国人情報処理技術者受入れ促進

事業（五〇七）